

公益社団法人黒石青年会議所役員選任規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人黒石青年会議所定款に基づき、本会議所の役員選任について必要な事項を定める。

(選任及び選出)

第2条 毎年9月の総会において本会議所の次年度役員候補者を選任する。

2. 毎年7月中に次年度役員選考委員8名を理事長を除く4名連記の一般選挙により選出する。但し、選考委員の任期は1月定時総会とする。役員選考委員選挙の細則については別に定める。

3. 選考委員会は、理事長と協議のうえ次年度理事長候補者を9月の総会当日まで責任を持って選考しなければならない。但し、この場合選考委員中より次年度理事長候補者を選出することをさまたげない。

4. 選考委員会は、9月の総会において次年度理事長候補者を指名し、総会の承認を受けなければならない。

5. 次年度理事長候補者は、9月の総会までに次年度副理事長、専務理事及び理事候補者を決定し、総会の承認を受けなければならない。

6. 監事候補者は、9月の総会において選出し、総会の承認を受けなければならない。

7. 総会において承認された次年度役員候補者は、翌年開催される1定時総会終了後に、正式に本会議所の役員となる。

8. 日本青年会議所の役員及び委員候補者を本会議所より選出する必要があるとき理事会において候補者を選出し、承認を求める。

9. 任期中の役員に欠員が生じたとき、理事長の場合は、副理事長の1名を理事会において決定し、理事は会員中より理事会において決定し、総会の承認を得なければならない。

10. 任期中の監事に欠員が生じたときは所定の手続きにより選出する。

附 則

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。